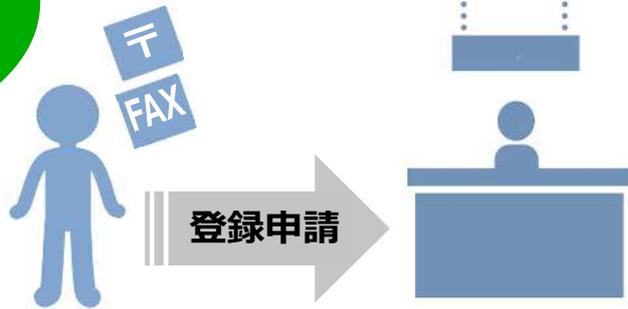


禁煙治療費助成制度の流れ



登録申請 (エントリー)

登録申請(来所・郵送・FAX)



登録決定
通知書

送付

- お住まいの地域の健康支援センターに申請してください。
- ※すでに治療を開始している方は、対象になりません。
- ※妊婦や18歳未満の者を含む世帯の場合は、母子手帳(表紙のコピーでも可)をご持参ください。

治療

12週間で5回の診療です。



禁煙外来



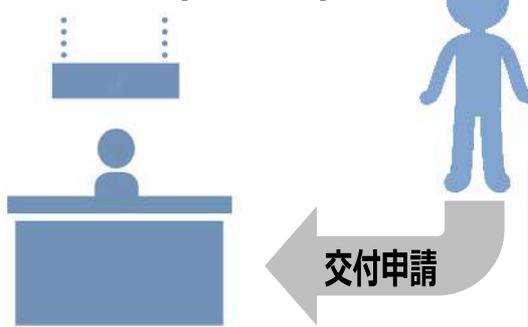
禁煙支援薬局

禁煙治療
開始

禁煙治療
終了

助成金 交付申請

交付申請(来所のみ)



交付申請に必要な物

- 禁煙治療費交付申請書
- 振込先の口座番号
- 病院と薬局の領収書及び明細書

- 各健康支援センターの窓口でご本人が交付申請をします(ご家族による代理申請は可)。
- 交付申請の手続きには、30分ほど時間がかかりますので、時間に余裕をもってご来所ください。
- かかった費用のうち、1万円を上限として助成します。
※妊婦や18歳未満の者を含む世帯の場合は、2万円を上限とします。

※後日、交付決定通知書送付。約2か月後、助成金振込。